

# 法人の「損金の額」

Aさん

法人の課税所得の計算上認められる「**損金の額**」とは何ですか？

この3つのカテゴリーの違いを具体的に教えてください。

**債務確定基準**における**債務が確定**しているとは、どういうことですか？

**債務確定基準**の判定基準とは、何ですか？



税理士のJunさん

「**損金の額**」に算入すべき金額は、次の3つです。

法人税法第22条第3項	損金の認識	備考
<b>第一号 原価の額</b>	収益対応	当期の収益と個別対応の関係
<b>第二号 費用の額</b>	期間対応	償却費以外の費用で期末までに債務の確定しないものは除く( <b>債務確定基準</b> )
<b>第三号 損失の額</b>	発生の事実	資本等取引以外の取引に係るもの

**原価の額**は、売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額とされていますが、**当期の収益と個別対応の関係**でマッチングすべきものです。例えば、完成工事原価の場合、当期に売上計上を行う工事に個別対応すべき原価を、債務が確定していなくても、見積りにより計上することとなります。

次に、**費用の額**(当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額)は、いわゆる**期間対応**によって収益との対応計算がとられるべき費用です。ただし、償却費以外の費用で期末までに債務の確定しないものは除くとされています。それを**債務確定基準**と呼んでいます。

以上の2つが目的意識をもって意図的に支出するものであるのに対し、**損失の額**には、その発生の動機が必ずしもその法人の意図にかかわらないものが含まれてきますので、必ずしも収益費用の対応関係になじまない面があることから、**発生の事実**を基準として損金計上を認めることとしています。

**債務が確定**しているかどうかは、その費用を支払わなければならない状態に至っているかどうかということです。仮に支払期限が到来していなくても、支払うべき条件が整っていて、支払うべきことが既に確定している場合には、債務が確定していると認識されます。

**債務確定基準**の判定基準は、次の3つです(法人税基本通達2-2-12)。

判定基準	具体例
<b>債務の成立</b>	<b>屋根の修理業者に発注</b>
<b>具体的給付原因の発生</b>	<b>屋根の修理が終了</b>
<b>合理的に算定可能</b>	<b>期末までに金額の合理的な算定が可能</b>

例えば、屋根の修理業者に発注することによって債務が成立します。債務が成立しても、屋根の修理が終わらなければ代金を払わないという同時履行の抗弁権がありますので、弁済原因が確定するためには、屋根の修理が終わることが必要です。そして、期末までに金額の合理的な算定が可能となり、この3つの判定基準を満たしてはじめて債務が確定したといえます。

費用については、一般に税務署の見方としては、期末までの日付の請求書があれば債務確定と一義的にとらえますが、厳密に言うと、この3つの判定基準を満たしているかどうかによるのです。

